今後の県内中小企業金融円滑化に向けた 総合対策プラン

平成20年1月25日

青森県金融検討会議

目 次

はじめに	1
	_
1 県内中小企業を取り巻く金融環境の現状と今後の課題	2
(1)県内金融機関の中小企業に対する貸出金残高の減少	2
	3
貸出側の状況	
(2)県単特別保証融資制度の利用減少	
(3)市中金利の上昇	
(4)中小企業金融制度等の変化	
(5)今後の課題	
2 課題の解決に向けた対応方針1	2
(1)不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進1	2
(2)リレーションシップバンキングのより一層の促進/県融資制度との連1	3
携強化	
(3)再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用1	5
(4)県融資制度の大括り化・簡素化等による使い勝手の向上/県融資制度1	7
の更なる周知徹底	
(5)その他	7
おわりに1	9
(用語解説)	0
/ 公 本次业 \	
(参考資料)	1
・青森県金融検討会議メンバー及び開催実績2	ı

はじめに

日本経済は、昨年11月に戦後最長と言われたいざなぎ景気を超し息の長い景気回復局面にあるが、本県経済は依然として回復の足取りが弱い状況であり、産業振興及び雇用の場の維持・拡大は県政の最重要課題の一つとなっている。本県においては、県内企業51,478社の99.8%にあたる51,400社が中小企業で占められており(総務省「事業所・企業統計調査」(平成16年))、産業の振興や雇用の場の維持・拡大を図る上で、また県民生活の向上や地域の活性化という視点からも中小企業の担うべき役割は大きく、その事業活動の活性化及び経営の安定化を図ることは極めて重要な課題である。このような背景もあり、平成19年12月、青森県議会において、県を挙げて中小企業の振興を図ることを目的とした「青森県中小企業振興基本条例」が制定されたところである。

中小企業の事業活動の活性化・経営の安定化を図るため、県は各種支援策を実施してきたところであるが、その一環として今年度は、株式公開等を目指して積極的な事業展開を図る企業に対してリスクマネーを供給する「あおもりクリエイトファンド」及び地域資源を活用した新商品開発・経営革新等を目指す企業に助成する「あおもり元気企業チャレンジ基金」を創設したほか、財団法人21あおもり産業総合支援センターとともに様々な産業振興策を講じているところである。他方、産業の血液である資金の融資機能については、一義的には民間金融機関がその役割を果たし、政府系金融機関や県・信用保証協会は特別の政策を推進したり一時的な外部変動要因に対応するためのセーフティネット機能の供給といった補完的な役割を果たしてきたところである。

しかしながら、近年、県内中小企業への資金供給に関わる金融情勢は、ゼロ金利政策解除や政府系金融機関改革、ゆうちょ銀行の発足、貸金業のグレーゾーン金利の廃止、信用補完制度の見直しによる責任共有制度の導入など大きな変革期を迎えている。

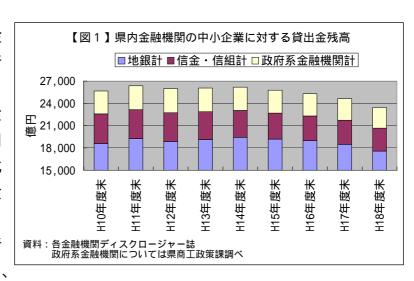
この状況の下で、県内金融機関の企業への融資額はここ数年大きく減少し、県内中小企業にとって金融円滑化へのニーズは一層高まっている。実際、県が今年度、県内の676社を対象に実施した「県内企業元気掘り起こし調査報告」においても、多くの中小企業が経営課題として「資金の確保」を挙げており、中小企業と金融機関が相互理解と信頼の強固な基盤に根ざした良好な関係を構築することが求められている。

このような現状認識を踏まえ、平成19年10月に「青森県金融検討会議」が設置され、本県経済・雇用を担う県内中小企業への金融円滑化に向けた課題と今後の対応策について検討が重ねられてきた。本報告書は、その結果を総合対策プランとしてまとめたものであり、今後、金融機関・県・中小企業者においては、本プランに沿って直ちに具体的な対応が図られることを期待する。

1 県内中小企業を取り巻く金融環境の現状と今後の課題

(1)県内金融機関の中小企業に対する貸出金残高の減少

県内に本店を有する民間金融機関は、現在、2地方銀行 (青森銀行、みちのく銀行)、 5信用金庫(あおもり信用金庫、東奥信用金庫、八戸信用金庫、十和田信用金庫、下北信用金庫は平成2 0年5月に合併予定)及び青森県信用組合の8機関であり、



加えて中小企業向けの政府系金融機関としては、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫の3機関の合計11機関が存在する。これら11機関の貸出金 残高の合計に占める2地方銀行の割合は、平成10年度末以降、72%~75%で推 移しており、2地方銀行のシェアが高い状況となっている。

また、これら11機関の各年度末時点における中小企業に対する貸出金残高の総額は年々減少の一途を辿り、平成18年度末には、直近のピークである平成14年度末から 10.4%減少し、2兆3,438億円となっている(図1)。

これを金融機関の業態別にみると、2地方銀行の合計が平成14年度末の1兆9,430億円から平成18年度末の1兆7,569億円と 1,861億円の減少(9.6%)となっている。

また、5信用金庫及び青森県信用組合の合計が同じく3,620億円から3,08 9億円と 531億円の減少(14.7%)、中小企業向け政府系金融3機関の合計が同じく3,119億円から2,780億円と 339億円の減少(10.9%) となっている。

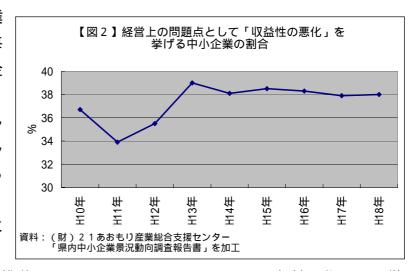
このような県内金融機関の中小企業に対する貸出金残高の減少には、借入側である中小企業及び貸出側である金融機関の双方に次のような要因があるものと考えられる。

借入側の状況

資金需要の低迷の主な背景として、企業収益悪化、地価の下落、及び設備投資の伸び悩みの3つが挙げられる。

(改善しない収益性の悪化)

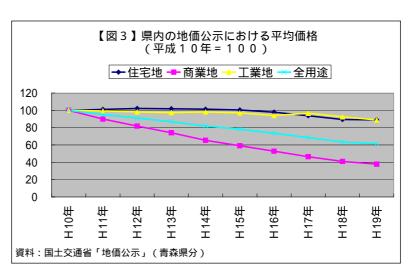
財団法人21あおもり産業総合支援センターが四半期毎に実施している「県内中小企業別動向調査」によると、厳しい県内経済情勢を反映して、企業経営上の問題点として「収益性の悪化」を挙げる中小企業の割合は、平成11年の34%から平成13年には39%に上昇し、以降3



8%~39%前後の高水準で推移している(図2)。このように、収益悪化により借入余力が回復しない状況が引き続いている。

(下落傾向が続く地価)

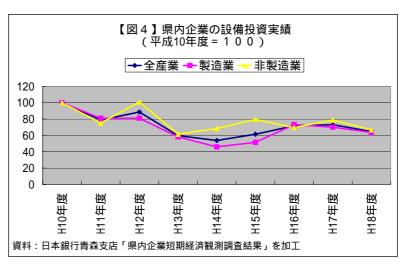
国土交通省の地価公示によると、県内の地価公示における平均価格は、平成10年を100とした場合、平成19年の住宅地は89.0、同じく商業地は37.8、工業地は88.8、全用途では61.5となっており、特に商業地を中心として県内地価の下落が続いている(図3)。



このような、地価の下落による企業の不動産担保価値の減少も企業の借入余力低下 の一因と考えられる。

(伸び悩む設備投資)

日本銀行青森支店が四半期 毎に実施している「県内企業 短期経済観測調査」によると、 県内企業の設備投資実績は、 平成10年度を100とした 場合、平成19年度の製造業 は63.6、非製造業は66. 8、全産業では64.7となっており、先行き不透明な景 気情勢が続く中、県内企業の



設備投資は伸び悩みが続いている(図4)。

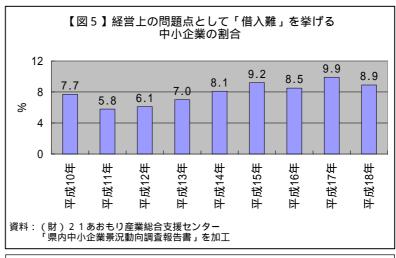
貸出側の状況

資金供給側の状況は、金融機関の貸出態度から窺うことができる。

(金融機関の貸出態度)

財団法人21あおもり産業総合支援センターの「県内中小企業景況動向調査」によると、県内中小企業が経営上の問題点として「借入難」を挙げる中小企業の割合は、平成11年の5.8%から徐々に上昇し、平成17年では9.5%、平成18年は8.9%と横這いの状態となっている(図5)。

一方、日本銀行青森支店の「県内企業短期経済観測調査」によると、県内貸出態度判断DIは、平成14年9月期及び同12月期の 17から徐々にマイナス幅が減少し、



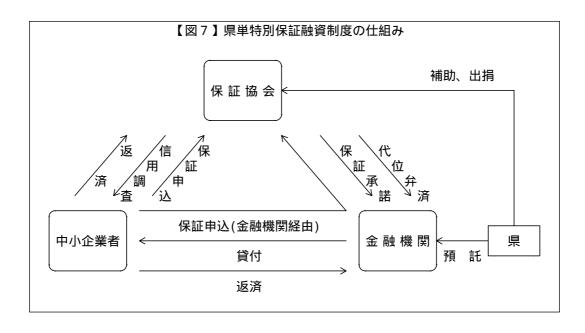


ここ2~3年は 3~ 8と若干緩和の動きも窺えると言える(図6)。このように、図5と図6では、金融機関の貸出態度の変化について異なる傾向が示されているが、これは、図5の調査対象が各商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の会員である小規模零細企業を中心としているのに対し、図6の調査対象は、県内大手企業を含んでいることによるものと考えられる。

これらの結果は、企業側からみて、金融機関の貸出態度が厳しいと感じている割合が主に小規模零細企業の部分に一定程度存在することを示している。

(2) 県単特別保証融資制度の利用減少

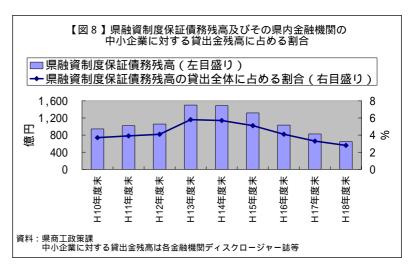
県は、民業補完の大原則のもと、中小企業の事業活動の促進及び経営の安定化を図るため、信用保証制度を活用した県単特別保証融資制度(以下「県融資制度」という。)を実施している。この制度においては、県が融資原資の一部を金融機関に預託し、金融機関はこれに自己の資金を加え、信用保証協会の保証を付して、県が定めた融資条件により中小企業に融資している(図7)。



県はこれまで、県内中小企業による積極的な取り組みが期待される事業を融資対象 事業に加えるなど、毎年のように制度の拡充等を行っており、平成19年度は、新た に、2010年度末までに予定される東北新幹線全線開業に向けた「新幹線開業対策 資金」、また、本県において今年度新たに組成された「あおもりクリエイトファンド」 の投資先企業の事業のステップアップを支援するための「地域成長企業応援資金」を 創設している。さらに、災害や大型倒産の発生時等には、中小企業の経営安定に支障 が生じることがないよう追加的な対策を講じており、平成19年12月には原油価格 上昇にあたり、融資条件の緩和等の対策を講じてきたところである。

この県融資制度の各年度末 保証債務残高をみると、平成 13年度末には1,502億 円の残高があったが、その後 徐々に減少し、平成18年度 末では647億円の残高と 855億円減少している(図 8)。

この要因としては、平成10年度以降の金融システム不



安対策に関わる要因と制度上の要因がある。

まず、前者については、

-) 平成13年度の経営安定化緊急支援資金の約682億円をはじめ、平成10年 度以降これまでに借換枠を含め2,000億円を超える利用がなされたことに 伴う一服感があること
-)「(1)県内金融機関の中小企業に対する貸出金残高の減少」と同様な借入側 /貸出側の状況がそれ以降も引き続いていること

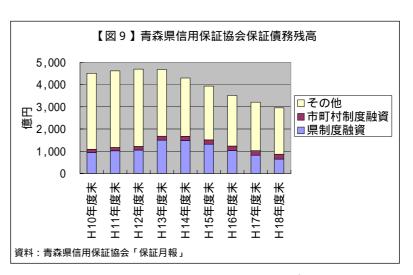
さらに、制度上の要因として、

-) そもそも制度の認知度が高くないこと
-)制度の存在は知っていても、制度の内容が近年の度重なる改正により複雑化しており、利用しづらくなっていること

などが考えられる。

なお、県融資制度保証債務 残高が県内金融機関の中小企 業等に対する貸出金残高(図 1)に占める割合は、平成1 0年度以降、高々3%~6% 程度で推移している(図8)。

また、青森県信用保証協会の保証債務残高の総計をみると、平成12年度末の4,696億円から徐々に減少し、



平成18年度末では2,954億円と 1,742億円減少しているが、その内訳については、県や市町村の制度ではない一般保証等が大多数を占めている(図9)。

(3)市中金利の上昇

日本銀行は、平成18年3月に量的金融緩和政策の解除を行った後、同7月には平成13年3月以来、5年4ヵ月続いたゼロ金利政策を解除した。その後平成19年2月にも追加利上げを行った結果、平成20年1月時点で無担保コール翌日物金利の誘導水準は0.5%となっている。

この結果、県内金融機関の 企業等への貸出約定平均金利 は、平成18年3月の2.3% から徐々に上昇し、平成19 年12月時点で2.5%程度 となっている(図10)。今 後とも中長期的に金利上昇傾 向が続く場合には、中小企業 の資金調達環境はより一層厳 しさを増すことが予想される。



(4)中小企業金融制度等の変化

) 金融行政の変化

平成15年、金融庁が、地域金融機関の融資手法の基本方向として、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を発表した。このリレーションシップバンキング(地域密着型金融)の推進については、金融機関と中小企業とが長期継続的に関係を保つ中で、企業の経営能力や成長可能性等の定性的情報が金融機関に蓄積され、モニタリングコスト等が低下することにより円滑な融資の促進が図られるものとして国策としても積極的に進められているところである。

)新しい融資手法の発展

売掛債権や在庫といった流動資産を担保として活用する融資(ABL、1)や、ローン担保証券(CLO、2)等のいわゆる市場型間接金融といった新たな融資手法が発展している。

) 企業の再生支援へのニーズの拡大

中小企業の再生に向けた取り組みを支援するため、産業活力再生特別措置法に基づき、平成15年4月、財団法人21あおもり産業総合支援センター内に、青森県中小企業再生支援協議会が設置された。同協議会においては、専任アドバイザーなどによる窓口相談を主とした第一次対応、及び中小企業診断士や弁護士、公認会計士といった専門家チームによる再生計画の策定支援などの第二次対応とに分けて支援が行われている。

平成19年9月末現在の青森県中小企業再生支援協議会の活動状況は、相談企業数で227件、支援件数で31件となっており、東北地域の中で比較すると相談企業数は最も多くなっている(図11)。厳しい経済情勢等を背景に、本県においては企業



の再生支援に対するニーズは高いことが窺える。

)貸金業におけるグレーゾーン金利の撤廃

平成18年12月、多重債務問題の深刻化を背景に、「貸金業の適正化」「過剰貸付に対する規制」「上限金利の引き下げ」等の制度整備を図るため、貸金業規制法の改正が行われた。「上限金利の引き下げ」については、同法で認められていた「みなし弁済制度」を廃止し、いわゆるグレーゾーン金利(元本の多寡によって年15~20%とされている利息制限法の上限金利を上回るが、年29.2%とされている出資法の限度内である金利)を撤廃することにより、金利の上限を引き下げることとしている。

改正内容は順次施行され、「上限金利の引き下げ」部分は、平成18年12月の公布から概ね3年後、すなわち平成21年12月を目途に施行するとされており、今後貸金業者側による貸出先の選別が行われ、これまで貸金業者に依存していた一部の小規模企業の資金調達環境は厳しさを増すとの見方もあり、事業再生や再チャレンジ融資等へのニーズが今後一層高まっていく可能性がある。

)公的信用保証制度における責任共有制度の実施

信用保証協会の保証付き融資については、信用保証協会と金融機関とが適切な責任 共有を図る責任共有制度が平成19年10月に導入された。ただし、円滑な制度導入 の観点から、当分の間、経営安定関連保証の一部、災害関係保証、創業関連保証など 特別な政策の推進のために実施している保証については責任共有制度の対象除外とし、 100%保証を継続するとされている。

県では、責任共有制度の導入に伴い県の融資制度の見直しを行ったところである。 具体的には、国の信用保証料率の改正に伴って、責任共有制度導入の前後で殆どの中 小企業の負担(信用保証料率と融資利率の合計)が軽減されるか、同等となるように 制度改正を行った。

) 政府系金融機関改革

中小企業向け政府系金融機関である中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫の各県内支店における貸出金残高の合計は現在約3,000億円となっている。また、セーフティネット、創業、再生、再チャレンジ等の国の政策金融を積極的に推進しており、県内中小企業金融において大きな役割を果たしている。

国の政策金融改革の一環として、平成20年10月に、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫は、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行とともに日本政策金融公庫として統合することとなる。また、商工組合中央金庫は、株主を政府、中小企業団体及びその構成員に限定した特殊会社に移行した後、おおむね5~7年後を目途に完全民営化することとなっている。いずれにせよ、統合・民営化により中長期的にこれら政府系金融機関が県内中小企業金融に占める位置付けが変容していくことも考えられ、その動向を注視していく必要がある。

) ゆうちょ銀行の発足

平成19年10月、郵政民営化に伴って、資産約220兆円、預金残高約190兆円のゆうちょ銀行が発足した。現時点では持株会社である日本郵政公社の完全子会社であり、業務範囲も制限されているが、平成29年9月までには日本郵政公社保有の株式が処分されるとともに、業務範囲制限も撤廃されて完全民営化となる。ゆうちょ銀行は、発足時の職員数11,600名、店舗数230店舗以上を有する日本最大規模の銀行である。

ゆうちょ銀行との競争をにらみ、地域金融機関の経営基盤強化を図るための提携や 再編が全国で相次いでいる。本県においては、平成19年6月に八戸信用金庫と十和 田信用金庫が合併を発表し、平成20年5月には預金規模で東北地域最大の新八戸信 用金庫が誕生することとなっている。また、東北地域においては岩手県、山形県でも 地域金融機関の合併が発表されている。

将来的にはゆうちょ銀行の中小企業向け融資参入の可能性もあり、今後同行の動向を十分注視していく必要がある。

(5)今後の課題

以上のような本県中小企業金融の現状と金融環境の変化を踏まえると、今後、金融機関・県・中小企業者が役割分担を行いながら相互に連携協力して対処していくべき 課題として、以下の4つが挙げられる。

不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

収益性の悪化や不動産担保価値下落等により県内中小企業の借入余力が低下している中で円滑な資金供給を図るためには、企業の財務データ等の定量的情報のみならず 定性的情報も最大限活用して、不動産担保に依存しない融資手法の積極的な活用や、 経営者本人以外の第三者による保証を極力不要とすることなどが必要である。

リレーションシップバンキングのより一層の促進/県融資制度との連携強化

県内中小企業への資金供給については、金融機関のプロパー融資が大きな割合を占めており、「県内中小企業金融の円滑化」のためには、金融機関と中小企業の関係強化等による金融機関のプロパー融資額の向上が不可欠である。

このため、リレーションシップバンキングを本県においてもより一層促進していく ことにより、借り手と貸し手の情報ギャップを逓減し密着な意思疎通を図るとともに、 の課題解決にもつなげていくことが重要である。

また、リレーションシップバンキングの推進にあたっては、県融資制度との連携を 強化することが必要である。

再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

日本経済の先行きについては、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の下振リスク等により今後予断を許さない状況であり、本県の経済情勢も今後一段と厳しさを増す可能性もあることから、本県においては再生や再チャレンジに対する支援がより一層重要になると考えられるところである。このため、関係機関が連携を図りながら、再生支援策や再チャレンジ融資等を積極的に活用していく必要がある。

県融資制度の大括り化・簡素化等による使い勝手の向上/県融資制度の更なる周知 徹底

民業補完機能としての県融資制度の機能を万全のものとするためには、複雑化している県融資制度の大括り化・簡素化等を行うとともに、ニーズに応じた新たな制度の創設も検討すべきである。

また、関係機関の協力を得ながら県融資制度の更なる周知徹底に努める必要がある。

2 課題の解決に向けた対応方針

前章に掲げた県内中小企業金融を巡る4つの課題の解決に向けて、金融機関、県、中小企業者は各々の役割分担のもとで積極的な対応を図っていくことが必要である。 また、必要に応じて関係市町村との協力も強化していくべきである。

(1)不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

金融機関の対応

金融機関においては、近年、無担保・第三者保証不要の融資、クレジット・スコアリング貸出(3)、流動資産担保融資、ローン担保証券といった不動産担保・個人保証に依存しない新たな融資を徐々に取り入れはじめている。しかし、このような手法はまだ端緒についたばかりであり、県内における中小企業への融資額は現状では未だ十分なものではない。また、金融機関の間でも利用実績やノウハウの蓄積において差があるのが現状である。

今後、金融機関においては、このような新たな融資手法が県内において定着するようより一層の利用実績の積み上げ・ノウハウの蓄積に努めるとともに、金融機関全体としてのレベルアップが望まれる。その際、金融機関においては、中小企業の定量的財務データではなく定性データをもとに当該企業の信用力をはかる能力(いわゆる「目利き能力」)の向上も重要であり、そのため、金融関係業界団体が開催する研修等に積極的に参加するとともに、技術評価など国・県等の行政機関や商工団体等の外部団体が有する目利き能力を積極的に活用することも効果的である。また、平成19年6月に創設された本県初の地域ファンドである「あおもりクリエイトファンド」が如何にして投資先企業の将来性を見通した審査を行っているかについてのノウハウ等の中で、融資審査にも活用できる部分を吸収することも有益と思われる。

なお、ローン担保証券の活用については、特に中小企業金融公庫が積極的に取り扱いを進めているところであり、平成19年12月末現在で県内累計102件、2,417百万円の利用実績がある。今後更に利用促進を加速するため、後述のとおり県においても中小企業金融公庫と連携して金融機関等に対して利用を促していくことが求められる。

県の対応

流動資産担保融資については、国において平成16年に動産・債権譲渡登記制度が

整備されたほか、平成19年8月には、信用保証協会が実施する流動資産担保保証が 創設され、制度面での枠組みが整ったところである。

本県においても、中小企業者の借入余力の拡大を図るためには、流動資産担保融資 手法を最大限活用することが効果的と考えられるところであり、県融資制度において も、その利用促進に向けて必要な対応を行うべきである。

また、中小企業金融公庫が推進しているローン担保証券について、規模が大きいほどリスク分散効果が図られることから、県としても県内各金融機関に参画・利用をはたらきかけるとともに、県も中小企業に対して積極的にPRするなど、県の積極的な関与が期待される。

中小企業者の対応

上述 、 の取組を補完し、当該融資制度の利用促進を実効性あるものとするためには、商工団体の果たす役割も重要である。すなわち、金融機関及び県の対応をきめ細かく把握し、会員中小企業等に適切に情報提供・アドバイスすることが求められる。また、金融機関や県の対応に対して会員中小企業等からニーズを吸い上げてその内容を整理し、後述の制度金融運営協議会の場などで説明していく機能も求められる。

個々の中小企業においては、様々な資金調達方法の特性を的確に認識し、自らが有する有形・無形の資産を正しく認識した上でベストの調達方法を検討することが求められる。例えば、 の新たな借入資金調達手段の他に、「あおもりクリエイトファンド」や「あおもり元気企業チャレンジ基金」といった直接金融/助成金を活用することも選択肢の一つとして認識するべきである。また、間接金融を活用する場合であっても、担保資産の提供度合いや信用保証の有無、さらには開示情報の多寡によって金融機関からの調達金利が大きく変動することを踏まえて金融機関と協議することが重要である。いずれにせよ、不動産担保や個人保証に依存しない融資制度の発展は中小企業にとって資金調達手段の選択肢を広げるものであり、中小企業においてはその特性を十分理解した上で積極的な活用を図ることが望ましい。

(2)リレーションシップバンキングのより一層の促進/県融資制度との連携強化

金融機関の対応

地元中小企業の成長・発展と命運をともにする地域金融機関にとってのリレーションシップバンキングの重要性については今更指摘するまでもない。

中小企業金融においては、大企業向け融資とは異なる特有の性格を踏まえた対応が

必要となる。平成16年2月に金融庁が策定した「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」においても、中小・零細企業等の債務者区分を検証するにあたっての留意事項として、「中小・零細企業は総じて景気の影響を受けやすく、一時的な収益悪化により赤字に陥りやすい面がある。自己資本が大企業に比べて小さいため、一時的な要因により債務超過に陥りやすい面がある。また、大企業と比較してリストラの余地等も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。中小・零細企業に対する融資形態の特徴の一つとして、設備資金等の長期資金を短期資金の借換えの形で融資しているケースがみられる。」といった点を踏まえ、赤字や債務超過が生じていることや、貸出条件の変更が行われているなどの表面的な現象のみをもって債務者区分を判断することは適当ではないと指摘している。

こうした要素も加味すれば、 中小企業との情報の非対称性を縮小させ、不測の事態にも素早く対応できることから金融機関自身のより適切なリスク管理を可能とすること、 当該中小企業の個別情報を優先的に獲得してきめ細かな金融サービス提供の機会を他に先駆けて得ること、 金融検査マニュアルを踏まえ、中小企業の特性を踏まえた適切な融資を実行する金融機関として外部に認知されることにより、地域中小企業を支える大黒柱としての良い評判を得ること、などといったメリットも数多く存在することから、金融機関においては、今後更なるリレーションシップバンキングの推進が望まれる。

なお、中小企業の中には、信用保証制度に関して、平成19年10月に導入された 責任共有制度により金融機関の貸出態度が厳しくなることを懸念する声もあるが、本 金融検討会議の議論においては、金融機関からは融資態度に変更は無い旨の表明があ り、今後も信用保証制度の活用が見込まれる。

このほか、金融機関と中小企業の良好なコミュニケーションを通じた円滑な資金供給を推進する観点から、県のイニシアティブの下で、融資全体の流れや審査のポイント等を中小企業にわかりやすく説明することも求められる(後述「 県の対応」参照)。

県の対応

これまで県は、商工団体とともに、金融面に限らず中小企業に対する各種経営支援に取り組んできたものの、依然として、中小企業の事業計画や資金使途・返済計画を作成する能力、さらにはそれを金融機関に対して説明する能力の更なる向上が求められる。また金融機関からは、そもそも中小企業においては信頼性の高い決算書の作成が定着しているとは言えないとの指摘もある。

このため、金融機関と中小企業とのリレーションシップバンキングの促進を県としても後押しすることを目的に、商工団体と連携して講演会・講習会等を開催し、金融

機関関係者を講師に招き、融資全体の流れや審査のポイント等に関する中小企業の理解を促進するとともに、中小企業が融資を申し込みする際の説明能力の向上を図るなどの取り組みが必要である。

なお、金融機関が中小企業から得られた定性的情報をもとに貸出条件の変更・緩和 といった支援を行おうとしても、そのために逆に当該中小企業の債務者区分が変更さ れるリスクが存在するために支援を躊躇することも想定されるため、今後金融庁に対 し、債務者区分の運用事例の更なる拡充を求めていくことも必要である。

中小企業者の対応

中小企業においては、自らの有形無形の企業資産を棚卸ししてその価値を正確に把握するとともに、今後の事業計画の中で、求める資金がどのように活かされ企業成長に結びついていくのかといった基本的事項を金融機関に対して適切に説明するための能力向上を図ることが重要である。特に、リレーションシップバンキングにおいては経営者との面談が重視されるため、経営者のより一層の説明能力向上が求められる。

また、商工団体においては、個別巡回指導等においてこのような説明能力の向上を 支援するとともに、上述の講演会・講習会等に積極的に参加し、会員企業への普及啓 蒙に努めることが求められる。

(3)再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

金融機関の対応

平成19年4月に国の金融審議会が策定した「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」において、事業再生は地域金融機能における最大の課題であり、また、利用者から金融機関の事業再生への取組みが不十分との声がある旨指摘されている。本県においても、再生支援へのニーズは東北地域の中でも特に高い一方で、金融機関全体としての体制整備は万全とは言い難い状況にある。金融機関においては、今後青森県中小企業再生支援協議会との連携協力を一層密にするとともに、(独)中小企業基盤整備機構による中小企業再生ファンド機能の活用等も検討していくことが望まれる。また、国においては平成20年度新規事業として、信用保証協会が再生支援協議会の活動を補完するため、)債権の譲受け、)再生ファンドへの出資業務を実施することが検討されており、こうした動きについても注視していく必要がある。

このほか、平成19年8月、国は事業再生保証(DIP保証、 4)を創設し、法

的整理申立から開始決定までの Early DIP ファイナンス(4)にも対応したほか、事業再生円滑化関連保証(プレDIP保証、4)を創設し、中小企業再生支援協議会を活用する場合など私的整理手続きを実施する中小企業者の債権者調整期間におけるつなぎ資金の融通を円滑かつ迅速に対応することとしたところであり、県内金融機関においては、この信用保証制度の活用を図りながら県内企業の円滑な再生支援に取り組むことが期待される。

一方、再チャレンジ融資については、現在政府系金融機関が中心となって取り組んでいる状況となっており、当面は、政府系金融機関が相談機能を含めた充実を図りながら推進していくことが期待される。また、平成19年8月に再挑戦支援保証が創設され、今後、民間金融機関においても信用保証協会と連携して同制度を活用していくことが期待される。

なお、再生ファンド機能については、現在国において「地域力再生機構(仮称)」の創設が、また、全国信用協同組合連合会と株式会社あおぞら銀行等による独自の再生ファンド創設が検討されており、こうした動きにも注目していくべきである。

県の対応

本県においては、県内企業の再生支援へのニーズに対応するため、平成15年4月に設立された青森県中小企業再生支援協議会が中心となって、金融機関、青森県信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら中小企業の再生を支援してきたところである。

県においても、平成16年度から県融資制度の中小企業セーフティネット資金の融資対象者に「青森県中小企業再生支援協議会の支援を受けて経営再生計画を策定したもの」を加え、再生に取り組む県内中小企業の資金ニーズに応えるようにしているところであり、今後とも、青森県中小企業再生支援協議会の機能を拡充強化してその取り組みを推進すべきである。

また、県融資制度において、前述の事業再生保証や事業再生円滑化関連保証に対応した制度の拡充を検討すべきである。

中小企業者の対応

中小企業においては、何よりも早めに金融機関や行政機関等に相談することが求められる。中期的なキャッシュフロー予測を徹底し、予め十分な時間的余裕を持って関係機関に相談を行うことにより、資金繰りに窮して身動きが取れなくなってから相談する場合に比べて支援の選択肢が広がり、窮地を脱する可能性も一層高まることとな

る。商工団体においても、会員中小企業に対する通常の経営相談等において早目の対応を促していくことが求められる。

(4) 県融資制度の大括り化・簡素化等による使い勝手の向上/県融資制度の更なる周知 徹底

県は、県融資制度について、第三者保証人徴求の原則廃止など県内中小企業の利便性向上に努めるとともに、融資対象者の拡大等の各種拡充や新たな資金の創設等の見直しを行ってきたものの、その利用実績は、平成13年度以降減少が続いている。その一つの要因として制度の内容が複雑化しており、利用しづらいことが挙げられており、県においては県融資制度の大括り化・簡素化を可能な限り行い、中小企業にとって使い勝手の良い制度に改正するべきである。

また、新たな金融手法の動向を踏まえつつ、中小企業の様々な資金ニーズに対応するため、本章(1) で述べた流動資産を担保とする融資制度の拡充や、中小企業金融公庫が推進しているローン担保証券への積極的な関与のほか、迅速な資金調達を希望する中小企業のニーズに応えるため、中小企業金融の融資審査において活用が急速に進んでいるクレジット・スコアリングモデルを活用した融資制度の創設といった制度整備を検討すべきである。

さらに、各年度の県融資制度の改正内容の説明及び協力要請や、金融機関・青森県信用保証協会及び県の3者が意見交換を行うことを目的として、年度当初に開催している「制度金融運営協議会」を拡充し、本報告書に記載されている各々の取り組みが進展しているかをフォローするとともに、十分な意見交換を図るべきである。このため、同協議会を年3~4回定期的に開催するとともに、商工団体もメンバーに加えるべきである。

このほか、中小企業金融支援策が多様化・複雑化していることから、政府系金融機関、青森県信用保証協会といった他の公的金融機関が講じている諸施策を一元的にとりまとめ、中小企業にわかりやすく情報提供することが求められる。

(5)その他

近年、中小企業経営者の高齢化が進展する中、中小企業の雇用や高度な技術の確保を図るために、事業承継を円滑化することが一層重要な課題となっており、国においても平成20年度税制改正において、中小企業事業承継税制の抜本拡充とともに、政府系金融機関の事業承継資金融資制度の拡充が図られる予定となっている。

事業承継の円滑化は、本県においても重要な課題であり、金融機関、県、商工団体

等は、このような国の新たな施策の動向を注視し、その内容を踏まえて適切に対応していくことが必要である。

おわりに

本検討会議では、借り手側である中小企業者と、貸し手側である金融機関が公の場で一 堂に会し、中小企業を取り巻く金融環境の現状と課題を整理するとともに、その課題の解 決に向けた今後の対応方針について、建設的な議論が行われてきた。

本総合対策プランに記載されている各事項については、本検討会議に参画した関係機関の合意形成が図られたものであり、いわば「行動計画」とも言うべきものである。行動計画であるからには、Plan(計画)のみならず、その後のDo(実行)、Check(評価)、Action(改善)が重要であり、この実行・評価・改善をフォローするために「制度金融運営協議会」を有効活用することが本総合対策プランに盛り込まれている。

地域金融においては、金融機関と中小企業者が相互信頼の下で密接なコミュニケーションを行い、中長期的な視点で金融機能が図られることが肝要である。金融機関にとっては、地域内の中小企業者に長期にわたって適切な金融支援を行うことにより、当該中小企業者が成長して将来その地域における優良な安定的顧客となるとともに、その成長を支えた経営指導能力に対して大きな評価が得られることとなる。また、中小企業者にとっては、自らの企業情報を積極的かつ継続的に金融機関に提供することにより、当該金融機関からの資金調達コストが低減されるとともに、短期的な経営情勢に惑わされず中長期的に一貫した融資機能を担ってもらえるという一種の保険機能が得られることとなる。こうした双方の利益が合致した際には、全国規模の金融機関には容易に競合できない強固な地域金融構造が達成されるものと考えられる。いずれにせよ、金融機関と中小企業者は地域における中長期的なパートナーであるとの認識が重要であり、そのパートナーシップをいかに構築していくかについて、行政の果たすべき役割も含めて関係者による不断の努力が必要である。

今般の金融検討会議の取組が、県内中小企業の活性化、ひいては今後の青森県経済・雇用の更なる発展の一助となることを祈念して止まない。

(用語解説)

(1)流動資産を担保として活用する融資(ABL、Asset Based Lending)

A B L とは、事業に基づく様々な資産価値を見極めて行う貸出のことを指す。具体的には、売掛金や在庫などの流動資産や、営業用機械設備等の動産を担保とした貸付手法。地価の下落に伴う不動産担保価値の減少に伴い、新たな担保物件として動産を利用するという背景からも注目されている。利用側(企業)にとっては、資金調達余力の拡大や、不動産等従来からの担保に依存せずに資金調達を受けられるというメリットがある。また、金融機関にとっても、不動産担保や保証への依存を軽減できるだけでなく、貸付先の信用リスクを資金の流れや在庫の状況から確認できる。

(2)ローン担保証券(CLO、Collateralized Loan Obligation)

ローン担保証券とは、金融機関が企業に貸付けた貸出債権を裏付けとした証券を発行し、投資家がそれを 購入することで、金融機関が負っていた貸出債権のリスクを投資家へ移転するもの。これにより金融機関の リスク負担が軽減され、金融機関の負担能力に余裕ができる。特に地域金融機関にとっては地域集中リスク の軽減にもつながり、その意義は大きいと考えられる。

(3) クレジット・スコアリング貸出

クレジット・スコアリング貸出とは、企業の財務その他経営に関する情報を基に、統計的に算出した倒産確率等によって融資審査を行うもの。この審査には、中小企業の信用リスクに関するデータベースが活用されているが、我が国における最大の中小企業信用リスク情報データベースとしては、平成13年3月に中小企業庁の発案により創設され、現在約200万の中小企業データが蓄積されるCRD(Credit Risk Database)がある。

(4) DIP保証、Early DIPファイナンス、プレDIP保証

DIP (Debtor In Possession) ファイナンスとは、再建企業向け融資のこと。再生計画等の認可・成立より前のものを Early DIP ファイナンスと称している。

(参考資料)

青森県金融検討会議メンバー(敬称略)

青森公立大学大学院経営経済学研究科長・教授 今 喜典(議長)

青森銀行取締役審査部長 菊地 直光 みちのく銀行審査部長 佐藤 正明 八戸信用金庫審査部長(信用金庫代表) 中居 喜生 青森県信用組合審査部長 檜山 大二郎 中小企業金融公庫青森支店次長 蝦名 道夫 国民生活金融公庫青森支店次長 佐藤 隆 商工組合中央金庫青森支店次長 辻 憲一 青森県信用保証協会常務理事 小野 雄三 青森県商工会議所連合会常任幹事 中村明義 大河原 隆 青森県中小企業団体中央会副会長専務理事 青森県商工会連合会専務理事 佐藤 光彦 青森県商工労働部長 小林 正基 粕谷 直樹

青森県金融検討会議の開催実績

第1回

日 時:平成19年10月18日(木) 10:00~12:00

場 所: 青森国際ホテル 5階 芙蓉の間

青森県商工労働部商工政策課長

議 題:県内中小企業を取り巻く金融環境の現状と課題について

第2回

日 時:平成19年11月26日(月) 10:00~12:00

場 所:青森国際ホテル 5階 芙蓉の間

議 題:本県中小企業の金融環境の課題の解決に向けた取り組みについて

第3回

日 時:平成20年1月22日(火) 10:00~12:00

場 所:青森国際ホテル 3階 孔雀の間

議 題:検討のまとめについて